

酸素欠乏・硫化水素危険作業 特別教育

開催ご案内

建設業労働災害防止協会静岡県支部

《静岡県労働局長登録教習機関》

〒420-0857 静岡市葵区御幸町9番地の9 TEL 054-255-1080

FAX 054-272-6034

<http://www.kensaibou-shizuoka.jp>

建災防静岡県支部では、「酸素欠乏・硫化水素危険作業 特別教育」を実施いたします。

酸素欠乏及び硫化水素中毒による災害発生は、過去10年間でみると、建設業は製造業に次いで二番目に多くなっています。

労働安全衛生法第59条第3項では、事業者は、酸素欠乏（酸素欠乏及び硫化水素中毒）など、危険又は有害な業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないとされていますので、この機会に受講をお願いいたします。

なお、各会場定員に達しましたら申し込みを締め切らせていただきます。早めの申し込みをお願いします。

記

1. 講習開催日及び会場等

(1) 開催日

平成 年 月 日 () 静岡県建設業会館 4階会議室

(2) 受付け及び開始時間

受付け開始 9時30分より

開講・閉講 9時55分～16時30分

2. 講習の科目及び時間

酸素欠乏等の発生の原因	1.0 時間	計 5.5 時間
酸素欠乏症等の症状	1.0 時間	
空気呼吸器等の使用の方法	1.0 時間	
事故の場合の退避及び救急蘇生の方法	1.0 時間	
その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項	1.5 時間	

3. 受講対象者

- (1) 18歳以上の者

※労働基準法第62条「危険有害業務の就業制限」の対象となります。

4. 講習会費

受講料 7,500円、テキスト代 1,030円、昼食代 700円 合計 9,230円(消費税込)

5. 受講申込手続

- (1) 受講申込書及び受講票に必要事項を記入の上、受講者氏名欄に記名押印し、写真(2枚)を貼付してください。

- (2) 写真は無帽・正面・無背景で胸から上が写っている申請日6ヶ月以内に撮影したもの。

(※サイズは縦3cm×横2.5cmでカラーコピー等によるものは使用できません。)

- (3) 本人確認のため、イ・ロ・ハのいずれかのコピーを受講申込書に添付してください。

※お預かりした証明の写しは当支部で責任をもって管理します。

イ	写真付きの公的なものいずれか1点	自動車運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)の表面、在留カード等
ロ	写真の無い公的なもの ①②より各1点	①住民票または国民健康保険証 ②国民健康保険証以外の健康保険証または年金手帳
ハ	①公的なものと②写真付きのもの各1点	①住民票または国民健康保険証 ②建災防静岡県支部が発行した技能講習等修了証(写真付)または公的機関が発行した資格証明書(写真付)

- (4) 外国人労働者の方は「在留カードに記載されている氏名」を受講申込書の氏名欄に記入していただきますので、在留カードのコピーを申込書に必ず添付してください。

- (5) 予約後10日以内に建災防支部に講習会費を添えて申し込んでください。

- (6) 受講票は、講習会費納入の確認が出来次第送付します。

- (7) 定員の都合により希望日に受講できない場合があります。又、受講希望者が少ない場合には講習を開催できない場合もありますので、予めご了承願います。

- (8) やむを得ない理由により受講できなくなった場合には、指定受講日の10日前までに申し出てください。以後の取り消しについては受講料の返還はできませんのでご了承願います。

6. 受講料の支払

振込みの場合は下記口座をお願いします。

三井住友信託銀行 静岡支店 普通預金 No.7519901

静岡銀行 呉服町支店 普通預金 No.1095374

注-1 名義人は、いずれも**建災防静岡県支部(ケンサイボウシズオカケンシブ)**

注-2 指定の振込用紙はありませんので、銀行備え付けのものをご使用ください。

領収証の発行は振込み明細をもって代えさせていただきます。領収証が必要な場合は現金でお支払ください。

7. そ の 他

- (1) 当日は、受講票・筆記用具をお持ちください。
- (2) テキストは、講習当日会場でお渡しします。
- (3) 全科目修了者に修了証を交付します。
- (4) 遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない場合、失格となり修了証は交付しません。